

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>名張市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、その特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに個人情報保護に関する法令を順守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	なし

評価実施機関名
三重県 名張市長

公表日
令和5年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年12月法律第192号)、地方税法(昭和25年7月法律第226号)、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、被保険者の資格管理、保険給付、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課、徴収・滞納整理の事務を行う。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】 ①資格取得、喪失、変更届出 ②被保険者の資格管理 ③疾病、負傷、出産または死亡に関しての保険給付 ④被保険者証等の交付 ⑤保険税の賦課、徴収 ⑥滞納整理 ⑦保険税の軽減及び減免 ⑧国保資格継続に関する事務 ⑨高額該当回数引継に関する事務</p> <p>なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じ、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際、中間サーバーを経由し情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。</p> <p>また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組の導入を行うとされたこと、あわせて、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることから、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>【オンライン資格確認に係る事務】 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<p>国民健康保険(税、資格、給付)システム 収滞納管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 医療保険者等向け中間サーバー等 次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下、「国保総合(国保集約)システム」という) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市に設置される国保総合PCで構成される。 市町村事務処理標準システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>国民健康保険税賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村保険者ID連携ファイル、高額該当情報ファイル</p>	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>第9条第1項 別表第一の16、30の項 【オンライン資格確認に係る業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 番号法 <ul style="list-style-type: none"> 第9条第1項 別表第一の16、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> 第16、24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ol style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二 <ul style="list-style-type: none"> 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17, 22, 97, 106, 120の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(9, 12, 15, 78, 109の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) <ul style="list-style-type: none"> 第1条, 2条, 3条, 4条, 5条, 8条, 10条の2, 11条の2, 12条の3, 15条, 19条, 20条, 22条の2, 24条の2, 25条, 31条の2, 33条, 41条の2, 43条, 44条, 46条, 49条, 53条, 55条の2, 59条の3 <p>(情報照会の根拠)</p> <ol style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二 <ul style="list-style-type: none"> 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) 別表第二省令 <ul style="list-style-type: none"> 第20条, 25条, 25条の2, 26条 <p>【オンライン資格確認に係る業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金室 市民部 収納室
②所属長の役職名	保険年金室長 収納室長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三重県名張市役所 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 市民部 保険年金室 電話:0595-63-7445 市民部 収納室 電話:0595-63-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三重県名張市役所 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 市民部 保険年金室 電話:0595-63-7445 市民部 収納室 電話:0595-63-7439

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月12日	I. 5. ② 所属長	収納室長 福西善久	収納室長	事後	
平成30年11月12日	II. 1. ① いつの時点の計数か	平成27年10月31日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	
平成30年11月12日	II. 2. ② いつの時点の計数か	平成27年10月31日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	
平成30年11月12日	I. 5. ② 所属長	保険年金室長 大西哲	保険年金室長 田中康生	事後	
平成30年11月12日	I. 5. ② 所属長	保険年金室長 田中康生	保険年金室長	事後	
令和1年6月21日	I. 5. ② 所属長	保険年金室長 田中 康生 収納室長 福西 善久	(項目なし)	事後	様式変更による項目削除
令和1年6月21日	I. 5. ② 所属長の役職名	(項目なし)	保険年金室長 収納室長	事後	様式変更による新規項目
令和1年6月21日	II. 1. ① いつの時点の計数か	平成29年10月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II. 2. ② いつの時点の計数か	平成29年10月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IV. リスク対策	(項目なし)	(様式変更による項目の追加)	事後	様式変更による新規項目
令和2年6月5日	II. 1. ① いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月5日	II. 2. ② いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月28日	事務の概要		オンライン資格確認等システムに係る関係項目 追記	事後	
令和2年7月28日	システムの名称		医療保険者等向け中間サーバー等 追記	事後	
令和3年5月19日	I. 1. ③システムの名称		市町村事務処理標準システム 追記	事前	
令和3年5月19日	I. 4. ②法令上の根拠 (情報提供の根拠)	(情報提供の根拠) 1. 番号法 ・第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、17、 22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、 87、88、93、97、106、109、120 ※第三欄(情報提供者)に「医療保険者」を含 み、第四欄(特定個人情報)が「医療保険給付 関係情報であって主務省令で定めるもの」である 項 ※第三欄(情報提供者)が「市町村長」で、第四 欄(特定個人情報)が「国民健康保険法第76条 の4において準用する介護保険法の規定により 通知することとされている事項に関する情報で あって主務省令で定めるもの」である項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」 という。) ・第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、 49、53条	情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号 別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項の うち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付 関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、 27、30、33、39、42、58、62、80、87、93 の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)によ る医療に関する給付の支給を行うこととされて いる者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に 「他の法律による医療に関する給付の支給に関 する情報」が含まれる項(17、22、97、106、 120の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付 の支給を行うこととされている者」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給 付の支給に関する情報であって主務省令で定 めるもの」が含まれる項(9、12、15、78、109 の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省 令」という。) ・第1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の 2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、 22条の2、24条の2、25条、31条の2、33 条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53 条、55条の2、59条の3	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月19日	I. 4. ②法令上の根拠 (情報照会の根拠) 【オンライン資格確認の準備業務】	(情報照会の根拠) 1. 番号法 ・第19条第7号 別表第二の27、42、43、44、45の項 ※第一欄(情報照会者)に「市町村長」を含み、第二欄(事務)が「国民健康保険法による～に関する事務であって主務省令で定めるもの」である項 2. 別表第二省令 ・第20、25、26条	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第7号 別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) 2. 別表第二省令 ・第20条、25条、25条の2、26条 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2	事後	
令和3年5月19日	II. 1. いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年5月19日	II. 2. いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年3月24日	I. 1. ②事務の概要	【※変更箇所抜粋】 なお、番号法第19条第7項の規定に従い、必要に応じ、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際、中間サーバーを経由し情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	【※変更箇所抜粋】 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じ、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際、中間サーバーを経由し情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴う番号法の改正(令和3年9月1日施行)
令和4年3月24日	I. 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号 別表第二(略) (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第7号 別表第二(略)	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 別表第二(略) (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号 別表第二(略)	事後	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴う番号法の改正(令和3年9月1日施行)
令和4年5月31日	I. 1. ②事務の概要	【オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。】	【オンライン資格確認に係る業務】	事後	
令和4年5月31日	I. 3. 法令上の根拠	【オンライン資格確認の準備業務】	【オンライン資格確認に係る業務】	事後	
令和4年5月31日	I. 4. ②法令上の根拠	【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【オンライン資格確認に係る業務】 ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年5月31日	II. 1. いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年5月31日	II. 2. いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年5月31日	II. 1. いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年5月31日	II. 2. いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	